

コベカツサポートに係るシステムサービス及び運營業務 委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と【事業者名】（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

<p>1 委託業務に係る委託料（部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）</p>	<p>296,000,000円（消費税及び地方消費税等を含む）を上限とする。</p> <p>（内訳） ポイント支給にかかる原資225,750,000円（消費税及び地方消費税等を含む）のうち112,875,000円を、乙の請求に基づき概算払いを行う。</p> <p>運用開始後の中間報告に係る検査終了後に●●円（消費税及び地方消費税等を含む）、及びポイントの支給にかかる原資の残額112,875,000円を請求に基づき概算払いを行い、検査終了後に●●円（消費税及び地方消費税等を含む）を支払う。</p>
<p>精算を行う場合の方法</p>	<p>第6項のとおり</p>
<p>2 契約保証金（第3条関係）</p>	<p>免除</p>
<p>3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）</p>	<p>契約締結日から令和9年3月31日まで</p>
<p>債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨</p>	<p>なし</p>
<p>4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償又は免除の別 有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）</p>	<p>なし</p>
<p>委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期</p>	
<p>5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項</p>	<p>（成果物） 第8条 委託業務の履行により有体物及び無体物（以下「成果物」という。）が作成されたときは、成果物に係る乙の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、甲に帰属、若しくは乙は甲に譲渡する。</p> <p>2 乙は、甲が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、甲の行為に対し、著作者人格権を行使しない。</p> <p>3 乙は、甲の書面による承諾なくして、成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。委託期間等の終了の後又はこの契約が解除された後（以下「契約終了等の後」という。）においても、同様とする。</p>
<p>6 別紙委託契約約款に付加する条項</p>	<p>（精算） 第43条 乙は、委託業務の完了後、甲の指定する期日までに、精算報告書を甲に提出しなければならない。</p> <p>2 甲は、前項により乙から精算報告書の提出を受けた場合、</p>

	<p>第4条に基づき検査し、仕様書の10.5.に基づき精算を行う。</p> <p>3 乙は、前項による精算の結果、概算払を受けた委託料に余剰金を生じたときは、これを甲の定める方法により、甲の指定する期日までに、甲に返納するものとする。</p>
7 担保期間（第13条）	なし
8 その他	

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

印

所在地

乙 事業者名

代表者名

印